

東京都既存非住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱 新旧対照表（抄）

改正案	現行
東京都既存非住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱	東京都既存非住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱
制定 4都市建企第 1114 号 令和 5 年 4 月 1 日 最終改正 <u>7 都市建企第 428 号</u> <u>令和 7 年 8 月 25 日</u>	制定 4 都市建企第 1114 号 令和 5 年 4 月 1 日 最終改正 <u>6 都市建企第 200 号</u> <u>令和 6 年 7 月 24 日</u>
第 1 条 この要綱は、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）する「カーボンハーフ」を実現するため、都内の既存非住宅において省エネ化の促進に関する事業を実施する中小企業者<u>等</u>（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。以下同じ。）に対し、東京都（以下「都」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。	第 1 条 この要綱は、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）する「カーボンハーフ」を実現するため、都内の既存非住宅において省エネ化の促進に関する事業を実施する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。以下同じ。）<u>等</u>に対し、東京都（以下「都」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。
第 2 条 （現行のとおり） （定義） 第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>意義</u>は、当該各号に定めるところによる。 一 （現行のとおり） 二 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。 三から六まで （現行のとおり） <u>七 リース契約 非住宅の省エネ改修に関する</u>	第 2 条 （略） （定義） 第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。 三から六まで （略） <u>（新設）</u>

<u>事業に要する設備等（以下「補助対象設備等」という。）の所有者である貸主が、借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり補助対象設備等を使用収益する権利を与え、借主は、その期間における使用料を貸主に支払う契約をいう。</u>	
<u>八 割賦販売契約 補助対象設備等の所有者である売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり、月賦、年賦その他賦払の方法により販売代金を買主から受領し、かつ、販売代金の全部の支払義務が履行されるときまで補助対象設備等の所有権の移転が留保されることを条件とする契約をいう。</u>	<u>（新設）</u>
<u>九 パフォーマンス契約 E S C O事業者が省エネ改修及び設備の効率化に係る工事により実現する経費削減分により、工事費、金利負担（融資を受ける場合は金融機関への返済）、工事業者の経費、所有者の利益等の全てを賄うことを保証し、実現しない部分の損失補填を行う、省エネに関する包括的なサービスを提供する契約をいう。</u>	<u>（新設）</u>
<u>十 シェアード・セイビングス契約 パフォーマンス契約のうち、E S C O事業者が資金調達を行う契約をいう。</u>	<u>（新設）</u>
<u>十一 リース等事業者 リース契約又は割賦販売契約に基づき、補助対象設備等の貸付け又は販売を行う者をいう。</u>	<u>（新設）</u>
<u>十二 E S C O事業者 非住宅の所有者とのパフォーマンス契約に基づき、所有者の省エネ効果の一部を報酬として受け取る者をいう。</u>	<u>（新設）</u>
（補助事業） 第4条 第1項及び第2項 （現行のとおり） 3 （現行のとおり） 一 （現行のとおり） ア 昭和56年5月31日以前に着工した非住宅で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促	（補助事業） 第4条 第1項及び第2項 （略） 3 （略） 一 （略） ア 昭和56年5月31日以前に着工した非住宅で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促

進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に規定する、I w の値(以下「I w 値」という。)が 1.0 以上若しくは I s の値(以下「I s 値」という。)が 0.6 以上であることが既に証明されているもの、又は本省エネ改修と合わせて I w 値が 1.0 以上若しくは I s 値が 0.6 以上となる耐震改修を行うことが確認できるもの イ 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工した平家建て若しくは 2 階建ての在来軸組構法の本造非住宅(基礎がコンクリート造のものに限る。以下「新耐震基準木造非住宅」という。)で、I w 値が 1.0 以上であることが既に証明されているもの、又は本省エネ改修と合わせて I w 値が 1.0 以上になる耐震改修を行うことが確認できるもの

ウ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した非住宅(新耐震基準木造非住宅を除く。)

二 改修前の状態で Z E B 水準を満たす省エネ性能を有していないもの(改修前の状態で省エネ基準を満たす省エネ性能を有している場合は、Z E B 水準への改修を行うもの)

(補助対象者)

第 5 条 (現行のとおり)

一 (略)

ア 中小企業者等であって、次に掲げる要件に該当する者を除いた者

(ア) 一の大企業(中小企業者、中小企業投資育成株式会社法(昭和 38 年法律 101 号)に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成 10 年法律第 90 号)に規定する

進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号。以下「告示」という。)に規定する I w の値(以下「I w 値」という。)が 1.0 以上若しくは 告示に規定する I s の値(以下「I s 値」という。)が 0.6 以上であることが既に証明されているもの又は本省エネ改修と合わせて I w 値が 1.0 以上若しくは I s 値が 0.6 以上となる耐震改修を行うことが確認できるもの

イ 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工した平家建て若しくは 2 階建ての在来軸組構法の本造非住宅(基礎がコンクリート造のもの)で、I w 値が 1.0 以上であることが既に証明されているもの、又は本省エネ改修と合わせて I w 値が 1.0 以上になる耐震改修を行うことが確認できるもの

ウ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した非住宅(昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工した平家建て若しくは 2 階建ての在来軸組構法の本造非住宅(基礎がコンクリート造のもの)を除く。)

二 改修前の状態で Z E B 水準を満たす省エネ性能を有していないもの(改修前の状態で省エネ基準を満たす省エネ性能を有している場合にあっては、Z E B 水準への改修を行うもの)

(補助対象者)

第 5 条 (略)

一 (略)

ア 中小企業者であって、次に掲げる要件に該当する者を除いた者

(ア) 一の大企業(中小企業者、中小企業投資育成株式会社法(昭和 38 年法律 101 号)に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成 10 年法律第 90 号)に規定する

投資事業有限責任組合以外のものをいう。以下同じ。)又はその役員が、当該中小企業者<u>等</u>の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。 (イ) 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者<u>等</u>の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。 (ウ) 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者<u>等</u>の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。 イからキまで (現行のとおり) 二 (現行のとおり) <u>三 第1号に掲げる者と共同で補助事業を実施するリース等事業者又はESCO事業者</u> 2 前項第1号に該当する補助対象者は、補助金の交付に係る非住宅について、前条第1項各号の事業を実施する設計者又は改修の施工者等(以下「<u>手続代行者</u>」という。)に本要綱に<u>規定する</u>手続を委任することができる。 3 <u>第1項第3号に該当する補助対象者は、本要綱に規定する手続を同項第1号に該当する補助対象者と共同で行わなければならない。</u> <u>4</u> (現行のとおり) (補助対象期間) 第6条 補助金の交付対象期間は、交付決定の日から当該補助事業が全て終了した日又は当該会計年度の3月15日のいずれか早い日までとする。ただし、当該補助事業の<u>実施</u>期間が2か年度以上で、第10条に規定する一括設計審査(全体設計)の承認を受けている場合(第13条に規定する変更承認を含む。)は、「当該会計年度」とあるのは「一括設計審査(全体設計)承認を受けた最終会計年度」と読み替えるものとする。 第7条 (現行のとおり)	投資事業有限責任組合以外のものをいう。以下同じ。)又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。 (イ) 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。 (ウ) 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。 イからキまで (略) 二 (略) <u>(新設)</u> 2 前項第1号に該当する補助対象者は、補助金の交付に係る非住宅について、前条第1項各号の事業を実施する設計者又は改修の施工者等(以下「<u>手続代行者</u>」という。)に本要綱に<u>定める</u>手続を委任することができる。 <u>(新設)</u> <u>3</u> (略) (補助対象期間) 第6条 補助金の交付対象期間は、交付決定の日から当該補助事業が全て終了した日又は当該会計年度の3月15日のいずれか早い日までとする。ただし、当該補助事業の<u>工事</u>期間が2か年度以上で、第10条に規定する一括設計審査(全体設計)の承認を受けている場合(第13条に規定する変更承認を含む。)は、「当該会計年度」とあるのは「一括設計審査(全体設計)承認を受けた最終会計年度」と読み替えるものとする。 第7条 (略)
--	---

(補助金の交付額) 第8条 都は、予算の範囲内において、第5条第1項第1号及び同項第3号に該当する補助対象者に対して、次の各号に定める金額を上限として補助することができる。ただし、当該額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。 一及び二 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 第9条及び第10条 (現行のとおり) (補助金の交付決定等) 第11条 第1項から第4項まで (現行のとおり) <u>5 第5条第1項第1号に該当する補助対象者と同項第3号に該当する補助対象者が共同で申請し交付決定を受けた場合は、交付決定後から工事着手前までに、リース契約、シェアード・セイビングス契約又は割賦販売契約を両方で締結するものとする。なお、リース契約又はシェアード・セイビングス契約の場合は、同項第3号に該当する補助対象者が、割賦販売契約の場合は、同項第1号に該当する補助対象者が、当該契約書及び内訳書の写しを速やかに知事に提出するものとする。</u> <u>6 前項に規定する契約におけるリース料又はサービス料(以下「リース料等」という。)について、第5条第1項第3号に該当する補助対象者(割賦販売契約に基づき、補助対象設備等の販売を行う者を除く。)は、第8条に定める補助金の交付額に相当する金額が減額されていることの分かる書類を知事に提出するものとする。</u> <u>7 第5項に規定する契約における割賦販売料について、第5条第1項第1号に該当する補助対象者は、同項第3号に該当する補助対象者(割賦販売契約に基づき、補助対象設備等の販売を行う者に限る。)が負担する補助対象事業費が分</u>	(補助金の交付額) 第8条 都は、予算の範囲内において、第5条第1項第1号に該当する補助対象者に対して、次の各号に定める金額を上限として補助することができる。ただし、当該額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。 一及び二 (略) 2 (略) 第9条及び第10条 (略) (補助金の交付決定等) 第11条 第1項から第4項まで (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
--	--

<u>かる書類を知事に提出するものとする。</u> 第12条から第15条まで （現行のとおり） （実績報告等） 第16条 （現行のとおり） <u>2 補助事業者は、補助事業者が共同で申請し、</u> <u>第 12 条第 1 項の承認がされた場合は、前項の完了実績報告書に併せて、変更後の契約書及び内訳書の写しを提出するものとする。</u> <u>3 前項に規定する変更後の契約におけるリース料等について、第 5 条第 1 項第 3 号に該当する補助対象者（割賦販売契約に基づき、補助対象設備等の販売を行う者を除く。）は、第12条第 2 項に定める補助金の交付額に相当する金額が減額されていることの分かる書類を知事に提出するものとする。</u> <u>4 第 2 項に規定する変更後の契約における割賦販売料について、第 5 条第 1 項第 1 号に該当する補助対象者は、同項第 3 号に該当する補助対象者（割賦販売契約に基づき、補助対象設備等の販売を行う者に限る。）が負担する補助対象事業費が分かる書類を知事に提出するものとする。</u> <u>5 第 1 項の報告に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、これを減額して完了実績報告書を提出しなければならない。</u> 第17条 （現行のとおり） （申請等の撤回） 第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る知事からの通知の内容又は付された条件に異議がある場合は、当該通知受領日から 14 日以内に申請等撤回届出書（第 20 号様式。区市町村の場合は別記第 20 号様式の 2）により、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 2 項<u>若しくは第 28 条第 2 項</u>に基づく	第 12 条から第 15 条まで （略） （実績報告等） 第 16 条 （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>2 前項</u>の報告に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、これを減額して完了実績報告書を提出しなければならない。 第 17 条 （略） （申請等の撤回） 第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る知事からの通知の内容又は付された条件に異議がある場合は、当該通知受領日から 14 日以内に申請等撤回届出書（第 20 号様式。区市町村の場合は別記第 20 号様式の 2）により、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項<u>若しくは</u>第 14 条第 2 項に基づく申請又は第 16 条
---	---

申請又は第 16 条に基づく完了実績報告を撤回することができる。 第 19 条から第 21 条まで （現行のとおり） （補助金の交付決定の取消し） 第 22 条 （現行のとおり） 一から六まで （現行のとおり） <u>七 第11条第 6 項の規定によるリース料等の減額が確認できないとき。</u> <u>八</u> （現行のとおり） 第 2 項及び第 3 項 （現行のとおり） 第 23 条から第 26 条まで （現行のとおり） <u>（他の補助金の一時停止等）</u> <u>第27条 補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。</u> （補助事業の帳簿等の作成及び保管） 第28条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えとともに、補助事業終了後 5 年間、これを保管するものとする。 （財産処分の制限） 第29条 補助事業者（この条において、補助事業後に非住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付を受けて取得し、<u>整備し</u>又は効用を増加した財産（<u>ただし</u>、取得価格又は増加価格が50万円以上のものに限る。）に<u>おいて</u>、補助事業完了後10年間（<u>ただし</u>、減価償却資産の耐用年	に基づく完了実績報告を撤回することができる。 第 19 条から第 21 条まで （略） （補助金の交付決定の取消し） 第 22 条 （略） 一から六まで （略） <u>（新設）</u> <u>七</u> （略） 第 2 項及び第 3 項 （略） 第 23 条から第 26 条まで （略） <u>（新設）</u> （補助事業の帳簿等の作成及び保管） 第27条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えとともに、補助事業終了後 5 年間、これを保管するものとする。 （財産処分の制限） 第28条 補助事業者（この条において、補助事業後に非住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産（取得価格又は増加価格が50万円以上のものに限る。）に<u>ついては</u>、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭
---	--

数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において<u>定められる一般の減価償却資産の耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）</u>が10年未満のものにあつては<u>法定耐用年数。</u>）以内に知事の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分等」という。）してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。 一及び二 （現行のとおり） 2 <u>補助事業者は、補助事業完了後10年間に於いて、前項の処分等をしようとする場合は、速やかに取得財産等処分承認申請書（別記第23号様式。区市町村の場合は別記第23号様式の2）に必要な書類を添えて知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない事由として知事が認めるものがある場合はこの限りではない。</u> 3 <u>第1項の処分等において、所有者を変更しようとする場合は、補助事業者における補助金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者に移転するものとする。</u> 4 <u>知事は、第2項の承認をしようとする場合は、補助事業者に対し、財産処分承認基準に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。また、請求を受けた補助事業者は、これを都に返還しなければならない。</u> 5 <u>前項の規定により、補助事業者から算出金が返還され、第2項の承認をしたときは、速やかに取得財産等処分承認通知書（別記第24号様式。区市町村の場合は別記第24号様式の2）により、当該補助事業者に通知する。</u> （重複受給の禁止） 第<u>30</u>条 第5条第1項第1号<u>及び同項第3号</u>に該当する補助事業者は、補助対象事業費について、	和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に知事の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。 一及び二 （略） 2 <u>前項に基づく承認は、財産処分承認基準に基づき行ふものとする。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （重複受給の禁止） 第 <u>29</u> 条 第5条第1項第1号に該当する補助事業者は、補助対象事業費について、本補助金以
--	--

本補助金以外に都、国又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費を含むものに限る。）を受けてはならないものとする。 2 （現行のとおり） （監督等） 第 <u>31</u> 条 知事は、補助事業者に対し、補助金の交付のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。 （事業実績の公表） 第 <u>32</u> 条 補助事業者は、都が行う既存非住宅省エネ改修事例の収集及び広報活動への協力に努めるものとする。 2 （現行のとおり） （その他） 第 <u>33</u> 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 5 年 5 月 29 日 5 都市建企第 166 号） この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。 附 則（令和 6 年 7 月 24 日 6 都市建企第 200 号） この要綱は、令和 6 年 7 月 24 日から施行する。 <u>附 則（令和 7 年 8 月 25 日 7 都市建企第 428 号）</u> <u>この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。</u>	外に都、国又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費を含むものに限る。）を受けてはならないものとする。 2 （略） （監督等） 第 <u>30</u> 条 知事は、補助事業者に対し、補助金の交付のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。 （事業実績の公表） 第 <u>31</u> 条 補助事業者は、都が行う既存非住宅省エネ改修事例の収集及び広報活動への協力に努めるものとする。 2 （略） （その他） 第 <u>32</u> 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 5 年 5 月 29 日 5 都市建企第 166 号） この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。 附 則（令和 6 年 7 月 24 日 6 都市建企第 200 号） この要綱は、令和 6 年 7 月 24 日から施行する。 <u>（新設）</u>
--	---